

⑥記載例

様式第3号

〔記入例〕

土地買取希望申出書

申出日を記入してください

あて名は「市町村長」としてください

平成〇〇年〇〇月〇〇日

南城市長 様

備考4 参照

申出をする者	住所	南城市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	ふりがな 氏名	〇〇こうぎょうかぶしきがいしゃ 〇〇工業株式会社 代表取締役	なんじょう なるう 南城 太郎

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
南城市 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	宅地 雑種地	合計500㎡ (550㎡)			氏名 住所

2 地番はすべて記入してください

備考1 参照

備考2 参照

備考4 参照

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 (㎡)	当該工作物の所有者の氏名及び住所	種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
南城市 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇	〇〇造 〇階建	200㎡	氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇〇			氏名 住所

3 例:住宅・

例:鉄骨造3階建

工作物の所有者が申出者と同じ場合は、

買取り希望価額	263,000,000 円	0 円	263,000,000 円
---------	---------------	-----	---------------

4 その他参考となるべき事項

都市計画施設等の名称

工作物が無い場合又は、申出者が工作物を撤去する場合は、「該当なし」と記

都市計画道路〇〇〇〇〇〇線

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知られているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が、法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 当該土地の位置及び形状を明らかにした図面を添付すること。

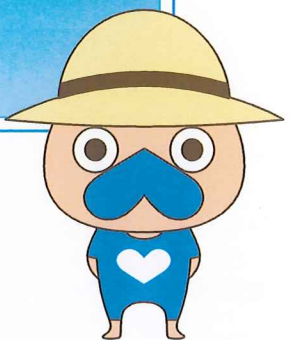
提出書類 土地買取希望申出書

位置図 (概ね市町村全体を把握できる図面 縮尺25,000分の1程度の地図)

各1部提出

土地の 先買い制度の あらまし

公有地の拡大の推進に
関する法律



お問合せ・ご相談は

南城市都市建設課 ☎098-948-2141

〒901-0695 沖縄県南城市玉城字富里143番地 <http://www.city.nanjo.okinawa.jp/>



NANJO CITY

土地の先買い制度のあらまし

土地の先買い制度とは、都道府県や市町村などが都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）により、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

これには、土地所有者が一定面積以上の土地を、①有償で譲渡しようとする場合にあらかじめ届け出ることが義務づけられている「届出」と、②地方公共団体等を買取りを希望する「申出」があります。いずれの場合も、南城市域内の土地については南城市都市建設課に提出することになります。

①「届出」

次の土地を有償で譲渡（売買、代物弁済、交換等及びこれらの予約を含む）しようとする場合は、契約を結ぶ前に届出が義務付けられています。

対象区域		面積要件
1	都市計画施設の区域内の土地	200m ² 以上
	都市計画区域外の都市計画施設等の土地	
2	上記以外の都市計画区域内の土地	5,000m ² 以上
	市街化区域以外かつ市街化調整区域以外（※）	10,000m ² 以上

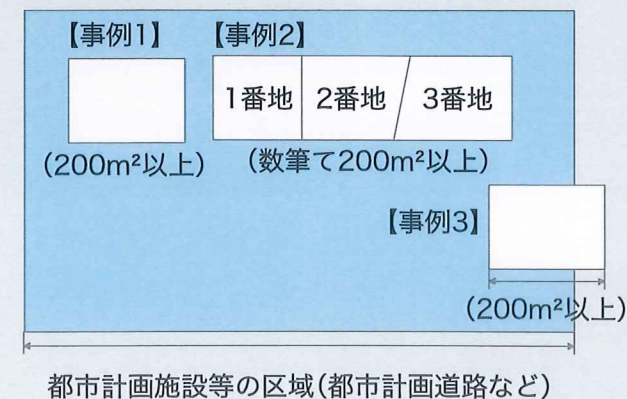
※届出の義務を怠ったり、虚偽の届出をしたり又は譲渡制限期間内に土地を譲渡した場合は、50万円以下の過料に処せられることがあります。（公拡法第32条）

※届出対象面積は契約単位で判断します。（例：土地を分割して個別に譲渡しようとする場合は、個々の契約面積が上記面積要件に該当するかどうかで判断します。）

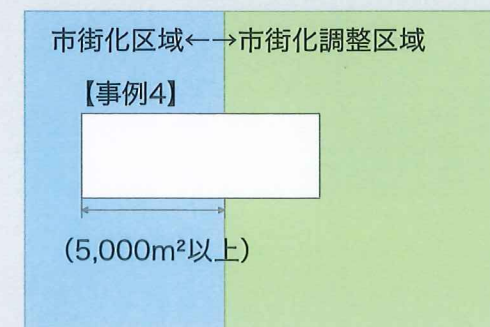
※数筆の土地であっても、一団性を有する同一人所有の土地であれば届出が必要です。（下記【事例2】）

●届出の必要な事例（下記のいずれも届出が必要）

①都市計画施設等の区域内に土地がある場合



②都市計画施設等の区域外に土地がある場合



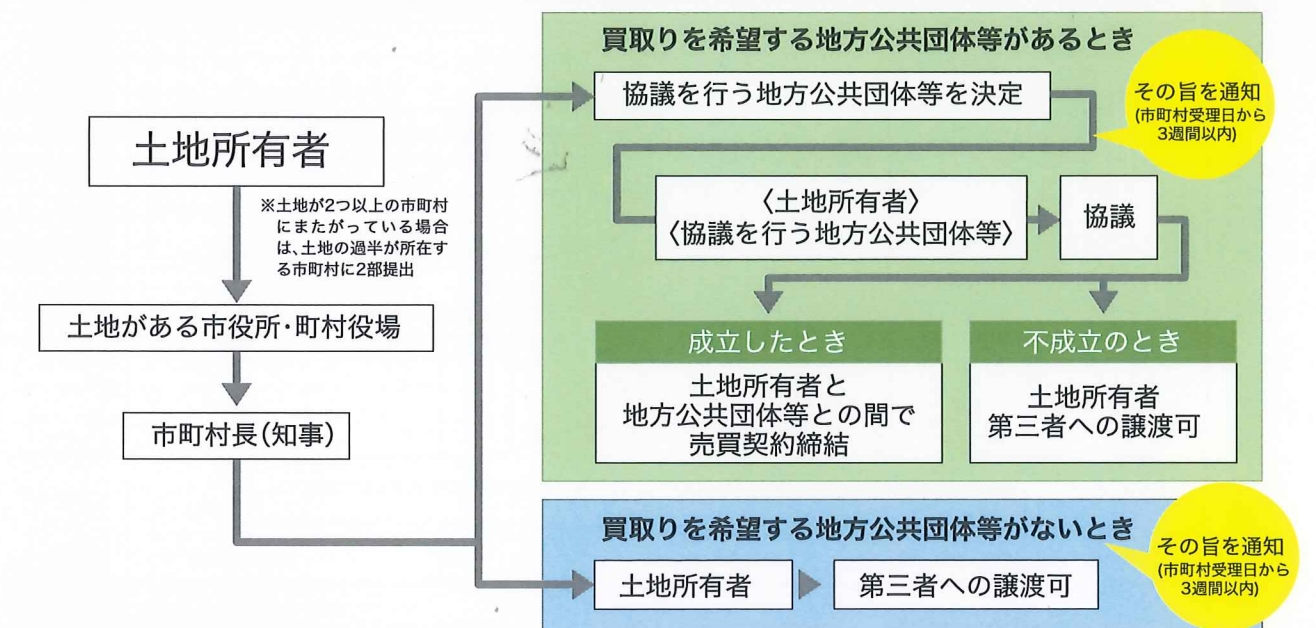
②「申出」

次の要件を満たす土地であれば、買取りの申出を行うことができます。

対象区域	面積要件
都市計画区域内の土地	200m ² 以上
都市計画区域外の都市計画施設内の土地	

※数筆の土地であっても、一団性を有する同一人所有の土地であれば申出は可能です。

③届出・申出の手続き



税法上の優遇措置

公拡法の適用を受けて土地を地方公共団体等に譲渡すると、租税特別措置法の規定により、特別控除を受けられます。（詳しくは、最寄りの税務署にお問合せ下さい。）

④届出・申出後の譲渡制限

公拡法の届出や申出をした場合、一定の期間、その土地の譲渡（事実行為及び契約を含む）が禁止されます。

- (1) 土地の買取協議を行う旨の通知があった場合⇒通知のあった日から3週間を経過する日まで（ただし、その期間内に買取協議不成立が明らかになった場合はその時まで）
- (2) 買取協議を行う地方公共団体等がない旨の通知があった場合⇒通知があった時まで
- (3) 3週間以内に(1)又は(2)の通知がなかった場合⇒届出や申出をした日から起算して3週間を経過する日まで

⑤必要書類

- (1) 土地有償譲渡届出書または土地買取希望申出書×1部
- (2) 位置図（概ね市町村全体を把握できる図面。縮尺25,000分の1程度の地図）×1部
- (3) 周辺地図（住宅地図。縮尺2,500分の1程度の地図）×1部
- (4) 委任状（届出又は申出の手続きを委任する場合に必要）×1部